

あま〜い 誘いに ご注意!

2022年4月1日から18歳で成年になります

親の同意なしに様々な契約が一人でできるようになる一方で『責任』も生じます

お試し購入

～「お試し」のつもりが定期購入に!?～

初回お試し価格 500円

瘦身と美容に効果あり!!

お試しでワンコインなら買っちゃおう!

ポチ

この商品は定期購入です。

ご請求書

定期購入でのお買上げありがとうございます。
2回目以降は1箱4,000円です。
また5回以上継続してご購入いただかないと解約はできません。

どうして!? 定期購入なの!?

そんなあ〜 どうしよう...

解約できません。画面に定期購入と表示しています。

ポイント

定期購入が条件になっていないかなど、契約の内容や解約条件を確認しましょう!

- ホームページやSNS上の広告で「お試し(価格)」「初回〇円」「送料のみ」などと表示されていても、複数月の継続購入などといった定期購入が条件となっている場合があります。小さな文字や見えにくい部分にも注意が必要です。
- 商品を注文する前に、申込み最終確認画面で、「定期購入期間」や「支払総額」なども確認しましょう。
- 解約できても解約料を求められたり、期日内しか解約できなかったり、電話で解約しようとしてもつながりにくい場合もあります。また契約内容等を確認できるよう、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

インターネット通販

～代金を振り込んだけど、商品が届かない!～

このブランドのバッグがこんなに安い!

通常〇〇〇〇〇円を今だけ××××円

お金も振り込んだし、あとは届くのを待ただけね!

ATM

数日後...

商品が届かない

うそっ!! ホームページがなくなってる!

ポイント

インターネット通販を利用するときは慎重に。詐欺サイトの可能性も!

- 注文前に事業者の所在地や連絡先などの情報を確認しましょう。
 - 連絡方法がメールだけの通販サイトは危険です。
 - 支払い方法が前払いだけでなく、複数用意されているショップを選びましょう。
 - 後日サイトが見つからないことがあるので、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。
- 詳しくは 消費者庁ホームページ「インターネット通販トラブル」で検索

クーリング・オフ **できない** 返品や解約などの契約条件を必ず確認しましょう!

困ったときには相談を!

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン

188番 (局番なし)

裏面の消費生活相談窓口もご利用ください。

和歌山県

企画・編集 / 近畿府県消費者啓発資料共同作成会議
[滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県]

ワンクリック請求

～ 動画を見ようとしたら突然～



ポイント

料金を支払わないで!

- 動画再生画面をタップしただけで、『登録完了』と表示されても契約は成立していません。

電話をかけない!

- 「退会手続」など、画面に表示されている事業者と連絡をすると、氏名や電話番号など個人情報が相手に知られてしまいます。

二次被害が増えています。

- 「トラブルを解決する」「個人情報を削除する」などと書かれた広告を見て業者に対処を依頼し、高額請求されるなどの二次被害が増えています。注意しましょう。相談は消費者ホットライン「188(いやや!)番」に。お近くの公的機関の消費生活相談窓口につながります。

★芸能人情報・アニメ・占いサイトなどでも同様の被害が多発!!

★しつこく表示される請求画面を削除するには (独) 情報処理推進機構 (IPA) セキュリティセンターのホームページを参考にしてください。

<https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

情報セキュリティ

検索



マルチ商法

～ SNSで友達になった人に誘われて～



ポイント

「簡単にもうかる」という甘い言葉を信じてはいけません!

- 扱う商品は健康器具、食品、サプリメント、化粧品、学習教材、情報教材などさまざまです。
- SNSを通じて知り合った人からの勧誘で、トラブルになるケースが増えています。
- 借金してまで契約すると、多重債務に陥ることがあります。安易な契約はトラブルのもとです。

契約は成立していない

クーリング・オフ

できる

私たちの暮らしには契約がいっぱい

契約とは 「これください」と申込み、「はい、〇円です」と承諾され、お互いの意思が一致することで契約は成立します。一旦成立すると、一方の都合だけでは契約を解除することはできません。



でも

未成年者契約の取消し

社会経験の少ない未成年者が法定代理人(親権者等の保護者)の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。取消しにより未成年者は受け取った商品を現状のまま返品し、支払った代金は返金されます。 ※小遣いの範囲の少額な契約、成人であると積極的うそをついた場合などは未成年者契約の取消しができません。

成人(20歳以上)になったら気をつけて!!

悪質業者は未成年者契約の取消しができなくなって間もない人をターゲットにすることがあります。

2022年4月1日から「18歳」で成年になります。 親の同意なしに様々な契約が一人のできるようになる一方で責任も生じます。本当に必要な契約なのかよく考えましょう。

覚えて
おこう!

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。(下の表を参照)

クーリング・オフすると

- ◎契約は、はじめからなかったことになります。
- ◎受け取った商品は事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらえます。
- ◎サービスを受けていた場合でも、対価を支払う必要はありません。
- ◎損害賠償や違約金も請求されません。

クーリング・オフできない場合

- ◎3,000円未満のものを現金で買った場合
- ◎健康食品や化粧品などの消耗品の一部を使用した場合
- ◎自動車(リース含む)

◎通信販売(インターネット取引含む)※

※広告に明記されている返品特約(「10日以内は返品できます」「返品はできません」など)に従います。
※返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者の負担となります。

上記以外にも、クーリング・オフできない場合がありますので、詳しくは消費生活相談窓口で相談してください。

クーリング・オフするには

- ◎契約解除通知書(はがき)で通知します。(期間内にはがきを出せば、事業者が届いていなくても有効です)
- ◎はがきの両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
- ◎はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
- ◎クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。



はがきの記入例

郵便はがき □□□□□□□□	契約解除通知書
〇〇市〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号	①契約日 〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇会社	②商品名(またはサービス名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者 様	③契約金額 〇〇〇〇〇円 ④会社名 〇〇〇〇会社 ⑤担当者名 〇〇〇〇
	上記日付の契約を解除します。 なお既払額の〇〇〇〇円を返金し 商品を引き取ってください。 〇〇年〇〇月〇〇日 (契約者) 住所 氏名

特定商取引法上のクーリング・オフ期間(法定の契約書面を受領した日を含める)

取引形態	クーリング・オフ期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法・ネットワークビジネス)	20日間
業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス・モニター商法など)	20日間
訪問購入	8日間

クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、
すぐにお近くの消費生活相談窓口へ

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為などがあると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

被害にあわないための5か条

- ① 知らないものは「しりません!」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座番号等)を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口へ

消費者ホットライン
い や や!
☎188番
(局番なし)
お近くの消費生活相談窓口につながります

ひとりで悩まず相談しましょう

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL:073-433-1551 FAX:073-433-3904

和歌山県PRキャラクター「きいちゃん」



和歌山県消費生活センター 紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL:0739-24-0999 FAX:0739-26-7943

【相談受付時間】

平日 9:00~17:00
土・日 10:00~16:00(電話相談のみ)(祝日・年末年始は休み)

【相談受付時間】

平日 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始は休み)

●市町村の相談窓口(専門の消費生活相談員による受付)

相談窓口	日 時	電話番号	場 所
和歌山市消費生活センター	月~金 9:00~16:00	(073) 435-1188	和歌山市役所2階
海草地域消費生活相談窓口 ※海南市及び紀美野町に在住の方は利用できます。	月~金 9:30~16:00	(073) 483-8777	海南市役所4階 市民交流課内
消費生活相談窓口(紀の川市・岩出市) ※紀の川市及び岩出市に在住の方は利用できます。	月曜 13:00~16:00 木曜 13:00~16:00	(0736) 79-3919 (0736) 61-6966	紀の川市役所南別館2階 ★ 岩出市役所 等 ★
橋本市消費生活センター	月~金 8:30~17:15	(0736) 33-1227	橋本市役所1階
九度山町	月~金 8:30~17:15	(0736) 54-2019	九度山町役場2階 産業振興課
消費生活相談窓口(橋本市・伊都郡) ※橋本市及び伊都郡各町に在住の方は利用できます。	第3火曜 13:00~16:00 第1火曜 13:00~16:00 第4火曜 13:00~16:00 第2火曜 13:00~16:00	(0736) 33-1227 (0736) 22-0300 (0736) 54-2019 (0736) 56-3000	橋本市消費生活センター かつらぎ町役場2階 会議室B 九度山町ふるさとセンター 高野町役場
消費生活相談窓口(有田市・有田郡) ※有田市及び有田郡各町に在住の方は利用できます。	月曜 13:00~16:00 火曜 13:00~16:00 木曜 13:00~16:00 金曜 13:00~16:00	(0737) 83-0225 (0737) 63-4123 (0737) 23-7732 (0737) 52-2111	有田市役所2階 会議室 湯浅駅前多目的広場 広川町役場1階 相談室 有田川町役場清水行政局2階 応接室(第1金曜日) 金屋庁舎1階 相談室(第1金曜日以外の金曜日)
日高地域消費生活相談窓口・巡回相談窓口 ※御坊市及び日高郡各町に在住の方は利用できます。	月~金 9:00~17:00	(0738) 52-5288	御坊市役所1階
消費生活相談窓口(田辺市)	月・火・木・金 13:00~16:00	(0739) 34-2460	田辺市役所 自治振興課内
消費生活相談窓口(西牟婁郡) ※西牟婁郡各町に在住の方は利用できます。	第1水曜 13:00~16:00 第3水曜 13:00~16:00 第4水曜 13:00~16:00	(0739) 43-6588 (0739) 47-0550 (0739) 55-2004	白浜町役場 上富田町役場 すさみ町総合センター
新宮・東牟婁地域消費生活相談窓口 ※新宮市及び東牟婁郡各町村に在住の方は利用できます。	月~金 9:00~16:00	(0735) 29-7176	新宮市役所3階 商工観光課内

★…日時・場所が変更される場合があります。お問い合わせください。
・各窓口の開設日は、祝日・年末年始を除きます。



古紙/リブ配合率70%
再生紙を使用

●インキ: 大豆油インキを含む
植物油インキ

令和2年11月